

令和4年安曇野市議会 12月定例会 提案説明書

— 目次 —

報告第 25 号	1
議案第 99 号	3
議案第 100 号	4
議案第 101 号	6
議案第 102 号	8
議案第 103 号	9
議案第 104 号	10
議案第 105 号	11
議案第 106 号	12
議案第 107 号	13
議案第 108 号	14
議案第 109 号	15
議案第 110 号	16
議案第 111 号	18
議案第 112 号	23
議案第 113 号	24
議案第 114 号	25
議案第 115 号	27
議案第 116 号	28
議案第 117 号	29
議案第 118 号	30
議案第 119 号	31
議案第 120 号	32
議案第 121 号	33
議案第 122 号	34
議案第 123 号	35
議案第 124 号	36
議案第 125 号	37
議案第 126 号	38
議案第 127 号	39
議案第 128 号	40

報告第 25 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 2 号））

（補正予算の要旨）

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 9,000 万円を追加し、461 億 1,500 万円とします。

物価高騰、災害復旧に対する緊急対応として、速やかに実施が必要な事業に対して追加予算を計上し、令和 4 年 10 月 27 日付けで専決処分しております。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 10 ページからとなります。）

15 款 国庫支出金は、7 億 623 万 8 千円の増額です。

2 項 国庫補助金で、「新型コロナウイルスワクチン感染症対応地方創生臨時交付金」（2 億 3,046 万 1 千円）や、住民税均等割非課税世帯に給付する補助金として「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業」（4 億 6,275 万 7 千円）、及び申請期間が延長されたことに伴う「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金補助金」（1,302 万円）の増額です。

16 款 県支出金は、7,713 万円の増額です。

2 項 県補助金で、住民税所得割非課税世帯に給付する補助金として、全額「長野県生活困窮世帯緊急支援金給付事業補助金」の増額です。

19 款 繰入金は、663 万 2 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、全額「財政調整基金」からの繰り入れとなります。

以上が歳入の概要です。

続きまして、3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。）

3 款 民生費は、7 億 8,336 万 8 千円の増額です。

1 項 社会福祉費で、国・県が行う給付金給付事業に加え、同事業の給付金支給対象者へ上乗せ給付する市独自の事業として「物価高騰緊急支援給付金給付事業」（7 億 7,034 万 8 千円）の増額と、申請期間が延長となった「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」（1,302 万円）の増額です。

11 款 災害復旧費は、663 万 2 千円の増額です。

2 項 農林水産施設災害復旧費で、全額、林道長峰線に係る「林道災害復旧事業」の増額です。

以上が歳出の概要であります。

続きまして、職員給与関係の補正についてご説明します。

事項別明細書は予算説明書の16ページからの給与費明細書をご覧ください。

一般職について、「物価高騰緊急支援給付金給付事業」における人件費分として、報酬が126万円の増額、職員手当が138万円の増額、合わせて264万円の増額です。

説明は、以上です。

議案第 99 号

安曇野市個人情報保護法施行条例

(改正の主旨)

これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度ですが、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、全国共通の規定により運用することになりました。このため、現行の安曇野市個人情報保護条例を廃止するとともに、法律の規定の範囲内で、個人情報の取扱いや開示等手続に関し市独自の規定を設けるため、この施行条例を制定するものです。

(主な改正内容)

主な改正内容は、現行の安曇野市個人情報保護条例において、実施機関に議会を含むものとしていましたが、法律の改正により議会が法律の適用を受けなくなったことから実施機関の定義に含まない規定となっています。

また、不開示情報、手数料等、その他の規定については、法律や安曇野市情報公開条例との間に大きな差異が生じないようにするため、法律の規定の範囲内で現行の安曇野市個人情報保護条例の内容を踏まえたものを規定するものです。

(附則について)

附則として、令和 5 年 4 月 1 日からの施行にあわせ、現行の安曇野市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置及び同条例を引用している他の条例について、この条例に合わせた改正内容を規定しています。

説明は、以上です。

議案第 100 号

安曇野市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法が一部改正され、令和 5 年 4 月 1 日から地方公務員の定年年齢が段階的に引上げとなることに伴い、本条例の一部改正をするものです。

本条例の主な内容は、職員の定年が現行の 60 歳から 65 歳への段階的に引き上げること、定年引上げに伴い管理監督職に登用する年齢に上限を定めること、及び再任用制度に係る改正をするものです。

条例案の第 3 条は、職員の定年年齢を 65 歳とするものです。

なお、本条例の制定附則第 2 項において、定年年齢の段階的な引上げを規定しており、令和 13 年度から定年が 65 歳となります。

第 4 条は、特別な事情により定年年齢を超えて引き続き勤務をさせる場合の特例に係る改正です。

第 6 条は、管理監督職の定義を、管理職手当を受ける職員と定め、第 7 条ではその上限年齢を 60 歳と規定するものです。

第 8 条は、管理監督職から降任する場合の基準、降任先の職制を管理監督職以外の最も上位の職制に降任を行うことなどを定めています。

第 9 条は、管理監督職の上限年齢(60 歳)の特例を規定するものです。第 1 項第 1 号では職務の特殊性を理由に管理監督職を占めたまま勤務延長ができる特例を定め、同項第 2 号においてその期間を最大 3 年と定めるものです。

また、同項第 3 号では、職員の年齢別構成等の事情から、欠員補充を容易にできない管理監督職、これを特定管理監督職群として規則で定め、引き続き管理監督職を占めたまま勤務延長ができる特例を設けるものです。そして同項第 4 号で、その期間を最大 5 年と定めています。

第 10 条は、管理監督職としての勤務延長あるいは降任に際して、あらかじめ職員の同意を得る規定を、第 11 条では管理監督職を勤務延長している理由が消滅した場合の措置について定めるものです。

第 12 条は、現行の再任用条例を廃止し、新たに本条例に「定年前再任用短時間勤務制度」を設けるものです。60 歳到達後の多様な働き方として、職員が一旦退職し

たうえで定年前再任用短時間勤務職員としての勤務することでできる規定です。

なお、定年年齢が段階的に65歳に引き上げとなる令和13年度まで、新たな定年年齢から65歳までの経過措置として「暫定再任用制度」を設けますが、暫定再任用に係る規定は本条例の改正附則第5項以降で規定をしています。

第13条は、本市が加入する一部事務組合等の職員を定年前再任用短時間勤務職員として勤務することができる規定です。

制定附則の第3項ですが、60歳に達する年度の前の年度に当該対象職員に対する定年引上げに関する情報提供と意思確認を行うことを規定します。

本改正は、令和5年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 101 号

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

本条例は、地方公務員の定年引上げに伴い関係する条例 9 本について、一括して改正又は廃止をするものです。

第 1 条は、「安曇野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の一部改正です。改正内容ですが、地方公務員法の改正に伴い引用条文の変更に伴うものです。

第 2 条は、「安曇野市職員の再任用に関する条例」を廃止するものです。議案第 100 号で一部改正する「職員の定年等に関する条例」において「定年前短時間再任用制度」及び「暫定再任用制度」を規定することになるため、現行の再任用条例を廃止するものです。

第 3 条は、「安曇野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の一部改正です。この分限条例では、免職、休職、降給という分限処分について規定しているところですが、このうち「降給」の処分についての規定を削ります。また、「降給」の処分については、定年引上げに伴う管理監督職の上限年齢制の導入に伴い、議案第 102 号「職員の降給に関する条例」として、新たに制定するものです。

第 4 条は、「安曇野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の一部改正です。これは、減給処分を受けている職員が、定年引上げに伴い降任（降給）した場合、その減給額は降給後の給料月額 $\frac{1}{10}$ を限度とする規定を追加するものです。

第 5 条は、「安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正です。この条例で規定している「再任用短時間勤務職員」に関する規定を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換える改正です。

第 6 条は、「安曇野市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正です。育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、定年引上げ制度に伴い、60 歳を超えて管理職を占めている職員を加えるものです。また、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に置き換えるものです。

なお、制定附則第 3 項に、給料月額の 7 割支給を受けている職員が育児短時間勤務を行う場合の給料月額の算出方法について規定をします。

第7条は、「安曇野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の一部改正です。定年引上げ制度に伴い、公益的法人や特定法人に対する職員派遣等をできない職員に、60歳を超えて管理職である職員を加えるものです。

第8条は、「安曇野市職員の旅費に関する条例」の一部改正です。地方公務員法改正に伴う項ずれを修正するものです。

第9条は、「安曇野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正です。定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）に係る給与の規定を整備するものです。

本改正は、令和5年4月1日から施行します。

附則第2項は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正に伴う経過措置として、「暫定再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とみなす規定です。

附則第3項は、公益的法人等へ職員派遣について暫定再任用職員を適用除外とすることを規定するものです。

附則第4項は、改正前に勤務延長している職員については、改正後の勤務延長職員とみなし、公益的法人等への派遣はできないと規定するものです。

説明は、以上です。

議案第 102 号

安曇野市職員の降給に関する条例

職員の降給処分については、「安曇野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」において規定してきたところですが、定年引上げに伴う管理監督職の上限年齢制の導入に伴い、降給に係る部分を特化する形で、本条例を新たに制定するものです。

第 2 条は、降給の種類として降格と降号を規定しています。（降格とは給料表でいうところの等級が下がること、降号とは同じ等級の中で号俸が下がることをいいます。）

第 3 条は、降給の事由、第 4 条では降号の事由を規定するものです。

本改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 103 号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 8 月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げること、加えて地方公務員の定年引上げに伴う改正です。

第 1 条は、人事院勧告に基づき、12 月に支給する勤勉手当の支給割合を再任用職員以外の職員にあっては 0.10 月分、再任用職員にあっては 0.05 月引き上げるものです。

また、給料表の改正ですが、平均改定率は平均で 0.3%、初任給については大卒 3,000 円、高卒で 4,000 円を引上げ、20 歳台半ばに重点を置きつつ、30 歳台半ばまでの給与表を改定するものです。

第 2 条は、地方公務員の定年引上げに係る改正及び令和 5 年度の勤勉手当の支給割合を規定するものです。

定年引上げに関しては、従前の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める内容と、準則に従い語句の整理をするものです。

なお、制定附則第 17 条において、60 歳到達後の職員の給料月額を、当面の間、70/100 とする規定をしています。

また、別表第 2 については、定年引上げにより 60 歳到達後の職員の職務名として、4 級に「企画員」、5 級に「主任企画員」という職務名を新たに規定するものです。

本改正は、公布の日から施行しますが、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

また、第 1 条に規定する給与改定については令和 4 年 4 月 1 日から適用し、改定前に支給された給与は、改定後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす規定をするものです。

説明は、以上です。

議案第 104 号

安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 4 年 8 月の人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額を引き上げるものです。

第 1 条は、本条例で引用する地方公務員法の条項の改正です。

第 2 条は、特定任期付職員の給料表のうち、1 号俸の給料月額を 1 千円引き上げ、376,000 円に改正するものです。

本改正は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。

説明は、以上です。

議案第 105 号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 4 年 8 月の人事院勧告に基づき、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げるものです。

第 1 条は、令和 4 年 12 月に支給する常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、1.675 月分に改正するものです。

第 2 条は、令和 5 年度以降に支給する常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の年間支給割合を、6 月期と 12 月期の支給割合をともに 1.65 月分にする改正です。

この改正により、令和 4 年度、令和 5 年度以降の期末手当の年間支給割合は、いずれも 3.3 月分となります。

なお、第 1 条に掲げる令和 4 年 12 月の期末手当の支給割合については公布の日から施行し、第 2 条に掲げる令和 5 年度以降の期末手当の支給割合については令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 106 号

安曇野市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和4年4月1日付けで市の一部が過疎地域に指定されたことから、当該地域内で事業者が一定の条件を満たした設備の取得等をし、その事業に用いた場合は、固定資産税の課税免除を一定期間受けられるように条例を制定するものです。

法律に基づき定める過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域及び振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業を営む者が対象となります。

設備の取得等は、製造業又は旅館業が資本金の規模で5,000万円以下、5,000万円を超え1億円以下、1億円を超える場合の三つに区分し、それぞれの取得価格の合計額を500万円以上、1,000万円以上、2,000万円以上とします。

資本金の規模が5,000万円以下の場合は、機械や装置、建物等の新增設だけでなく、制作、改修等に係るものを対象としますが、5,000万円を超える場合は、機械や装置、建物等の新增設に限り対象とします。

情報サービス業等又は農林水産物等販売業は、資本金の規模にかかわらず、取得価格の合計額が500万円以上の機械や装置、建物等の新增設、制作、改修等に係るものを対象とします。

課税免除は、令和6年3月31日までに取得等をしたもので、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3か年度とします。なお、この条例による課税免除を行った場合の税額減収分の75%は、交付税により補填されます。

本条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日からの適用とします。また、令和6年3月31日限りでこの条例が失効する内容を規定するものです。

説明は、以上です。

議案第 107 号

安曇野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

この改正は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の改正を踏まえたものです。

この法律は、介護保険などの「法律に基づく手続」について、個別の法律の規定にかかわらず、オンラインによる申請を行うことができる旨を定めており、また、「条例に基づく手続」については、自治体の条例で、この法律の内容を踏まえた措置を講ずることとされています。

今回の改正は、「条例に基づく手続」について、法律に定める方法に準じたオンライン申請等を可能とするものです。具体的な内容につきましては、行政手続の申請、これに対する許可の通知、縦覧手続等について、従前の方法のほかに、オンラインを利用することもできる旨を定めております。

なお、この条例の施行後であっても、紙の申請書をご利用いただくことができます。この条例は、従前の申請方法に加えて、オンライン申請という新たな形態の申請を可能とすることで、市民の皆様の利便性向上に資することを目的としたものです。

施行日は、令和5年4月1日となっております。以降、ご利用できる手続を順次拡大していく予定です。

説明は、以上です。

議案第 108 号

安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 3 年度に市が実施した市民意識調査において、子育てに必要な支援として「仕事と子育ての両立支援」、「子育て世帯への経済的支援」に多くの回答が寄せられたこと等を受け、働きながら子育てをする世帯の子育て環境を整備するため、市内小学生の 20%以上が利用する放課後児童クラブの負担金の減額を行うものです。

今回の改正により、保護者の負担を軽減するとともに負担金の区分を減らし、わかりやすい体系といたしました。

主な改正内容です。

年間を通じた利用に係る児童 1 人当たりの負担金月額については、保護者が、生活保護法の被保護者の場合、500 円から 0 円、保護者の市町村民税等が非課税の場合、2,500 円から 1,500 円、保護者の市町村民税等が非課税以外の場合、5,000 円と 6,000 円の 2 区分から、3,000 円の 1 区分としそれぞれ減額いたします。

本改正は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によるものとします。

説明は、以上です。

議案第 109 号

安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の一部が改正されたことにより、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額の見直しがされたため、これに準じて、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を見直し、改正するものです。

(改正内容)

第4条は、選挙運動用自動車の使用における公費の支払いについて、候補者が一般運送契約以外の契約である場合、選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対して支払う金額の限度額を1万6,100円に、燃料の供給に関する契約の場合、契約に基づき供給を受けた代金の負担の限度額を、7,700円に改正するものです。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公営限度額を7円73銭に改正するものです。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費の支払いについて、作成単価の限度額を7円73銭に改正するものです。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成における公営限度額について、算出のもととなる単価を1掲示当たり541円31銭とし、ポスター作成の企画費を8万8,000円に改正するものです。

本改正は公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 110 号

令和 4 年度安曇野市一般会計補正予算（第 5 号）

（補正予算の要旨）

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,200 万円を追加し、461 億 6,700 万円とします。

物価高騰により落ち込んだ観光需要の喚起、経営に影響を受けている市内事業者に対する支援に関する追加予算をお願いするものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 10 ページからとなります。）

15 款 国庫支出金は、4,177 万 8 千円の増額です。

2 項 国庫補助金で、全額「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額です。

19 款 繰入金は、1,022 万 2 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、全額「財政調整基金繰入金」の増額です。

以上が歳入の概要です。

3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。）

3 款 民生費は、434 万 5 千円の増額です。

1 項 社会福祉費で、物価高騰の影響を受けている障害福祉施設等事業者に対し、安定的なサービス提供が継続できるよう光熱水費、燃料費、食材費等の価格高騰分の一部を支援するため「障がい者福祉総務費」（330 万円）の増額、また高齢者福祉施設等に対しても同様な支援を行うものとして「介護保険対策費」（104 万 5 千円）の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。）

6 款 農林水産業費は、765 万 5 千円の増額です。

4 項 水産業費で、物価高騰の影響を受ける市内虹鱒等養殖事業者に対し、養魚用配合飼料高騰分の一部を支援するため、全額「水産業振興事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の16ページからとなります。)

7款 商工費は、4,000万円の増額です。

1項 商工費で、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の喚起のため、市内施設の宿泊の際に利用できる割引クーポン券の発行を行うものとして、全額「新型コロナウイルス感染症対策宿泊施設関連支援事業」の増額です。

以上が歳出の概要です。

説明は、以上です。

議案第 111 号

令和 4 年度安曇野市一般会計補正予算（第 6 号）

（補正予算の要旨）

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 1,200 万円を追加し、464 億 7,900 万円とします。

現時点までの予算執行状況を分析し、令和 4 年度末までの必要経費を積算した上で、予算に過不足が生じることが予測される場合であって、本年度の予算執行段階において見直し等を行った事業、国の経済対策など年度途中の実施に明確な理由がある事業、翌年度当初からの事業実施のため令和 4 年度中に対応が必要となる事業等について追加予算をお願いするものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。）

1 款 市税は、5 億 5,875 万 5 千円の増額です。

1 項 市民税で、「市民税現年課税分」（4 億 5,000 万円）の計上が主なものです。

10 款 地方特例交付金は、170 万 3 千円の増額です。

1 項 地方特例交付金で、全額「個人住民税減収補填特例交付金」の増額です。

14 款 使用料及び手数料は、7 万円の減額です。

1 項 使用料で、全額「公共施設目的外使用料（堀金支所）」の減額です。

15 款 国庫支出金は、2 億 6,957 万 7 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、5,789 万 2 千円の増額です。「自立支援給付費負担金」（5,694 万円）の計上が主なものです。

2 項 国庫補助金で、2 億 1,168 万 5 千円の増額です。「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（2 億 87 万 4 千円）の計上が主なものです。

16 款 県支出金は、3,468 万 7 千円の増額です。

1 項 県負担金で、2,847 万円の増額です。全額「自立支援給付費負担金」の増額です。

2 項 県補助金で、10 万 5 千円の増額です。「U I J ターン就業移住事業」（75 万円）の計上が主なものです。

3 項 県委託金で、611 万 2 千円の増額です。「県民税徴収事務委託金」（600 万円）の計上が主なものです。

18 款 寄附金は、1 億 218 万円の増額です。

1 項 寄付金で、「ふるさと寄附金」（1 億円）の計上が主なものです。

19 款 繰入金金は、5 億 7,367 万 7 千円の減額です。

2 項 基金繰入金で、「財政調整基金繰入金」（△3 億 3,864 万円）の減額が主なものです。

21 款 諸収入は、1,545 万 5 千円の減額です。

2 項 預金利子で、4 万 7 千円の増額です。全額「市歳計現金預金利子」の増額です。

5 項 雑入で、1,550 万 2 千円の減額です。「学校給食費（現年度分）」（△1,384 万 3 千円）の減額が主なものです。

22 款 市債は、6,570 万円の減額です。

1 項 市債で、「保育所建設事業」（△3,240 万円）の減額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 22 ページからとなります。）

1 款 議会費は、25 万円の増額です。

1 項 議会費で、職員給与等の増額に伴う増額です。

（事項別明細書は予算説明書の 24 ページからとなります。）

2 款 総務費は、1 億 5,544 万 5 千円の増額です。

1 項 総務管理費で、1 億 5,626 万 6 千円の増額です。ふるさと寄附金増額見込みに伴う積立金及び返礼品分として「寄付採納事務」（1 億 4,129 万 7 千円）の増額が主なものです。

2 項 徴税費で、346 万 7 千円の増額です。職員給与等の増額です。

3 項 戸籍住民基本台帳費で、60 万円の減額です。職員給与等の減額です。

4 項 選挙費で、400 万円の減額です。職員給与等の減額です。

5 項 統計調査費で、11 万 2 千円の増額です。職員給与等の増額です。

6 項 監査委員費で、20 万円の増額です。職員給与等の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の 34 ページからとなります。）

3 款 民生費は、2 億 168 万 8 千円の増額です。

1 項 社会福祉費で、1 億 6,730 万 3 千円の増額です。障害福祉施設及び施設利用者の増加に伴う給付費の増額による「障がい者支援事業」（1 億 6,479 万 7 千

円)の増額が主なものです。

2項 児童福祉費で、3,498万5千円の増額です。令和3年度事業で行った児童一人ひとりへの給付金事業の事業費確定に伴う国への返還金として、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」(2,517万3千円)、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」(5,744万3千円)の増額が主なものです。

3項 生活保護費で、60万円の減額です。職員給与等の減額です。

(事項別明細書は予算説明書の44ページからとなります。)

4款 衛生費は、2,007万7千円の増額です。

1項 保健衛生費で、2,531万5千円の増額です。新型コロナウイルスワクチン特別臨時接種の実施期間延長に伴う「ワクチン予防接種事業」(1,075万5千円)の増額が主なものです。

2項 清掃費で、523万8千円の減額です。市最終処分場施設の覆土工事が次年度まで延長となったことに伴う「最終処分場施設管理事業」(△530万5千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の50ページからとなります。)

5款 労働費は、31万3千円の増額です。

1項 労働費で、全額、県安曇野庁舎共益費負担金「労働雇用対策事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の52ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、782万1千円の減額です。

1項 農業費で、1,010万3千円の減額です。穂高農村景観活用交流施設の土地購入に伴う「農村都市交流促進事業」(2,575万1千円)の増額、ほりで一ゆ〜エアコン・源泉ポンプ取替工事の延期に伴う「ほりで一ゆ〜運営事業」(△3,756万円)の減額が主なものです。

2項 林業費で、248万2千円の増額です。山林組合関係地区における区公民館改修工事に対する補助金として、全額「林業振興事業」の増額です。

3項 耕地費で、20万円の減額です。職員給与等の減額です。

(事項別明細書は予算説明書の56ページからとなります。)

7款 商工費は、1億4,705万7千円の減額です。

1項 商工費で、燃料高騰に伴う事業者支援の事業経費について、中間見込みを行ったことにより「新型コロナウイルス感染症対策事業」(△1億5,327万9千円)の減額、光城山の登山口等に道標整備、かじかの里公園のかじか橋の修繕における設計費用の計上による「施設管理整備事業」(342万9千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の60ページからとなります。)

8款 土木費は、528万円の増額です。

1項 土木管理費で、400万円の増額です。職員給与等の増額です。

4項 都市計画費で、463万7千円の減額です。潮雨水ポンプ施設排水機修繕工事の一部工事延期に伴う「都市下水路維持管理費」(△553万7千円)の減額が主なものです。

5項 住宅費で、591万7千円の増額です。市営住宅退去に伴う修繕工事等、全額「住宅管理費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の64ページからとなります。)

9款 消防費は、213万1千円の減額です。

1項 消防費で、消防団に支給する運営補助金額が確定したことに伴う「非常備消防費」(△133万円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の66ページからとなります。)

10款 教育費は、8,595万6千円の増額です。

1項 教育総務費で、1,277万1千円の増額です。各給食センターの光熱水費の増額が主なものです。

2項 小学校費で、3,117万8千円の増額です。学校施設における燃料・光熱水費の増額に伴う「小学校総務管理費」(2,431万2千円)が主なものです。

3項 中学校費で、2,209万円の増額です。学校施設における燃料・光熱水費の増額に伴う「中学校総務管理費」(1,626万2千円)が主なものです。

4項 幼稚園費で、28万9千円の増額です。全額、光熱水費の増額です。

5項 社会教育費で、1,609万6千円の増額です。将来の文化振興事業の実施に備えた、文化振興基金への積立による「文化振興費」(1,400万円)の増額が主なものです。

6項 保健体育費で、353万2千円の増額です。全額、体育施設の光熱水費の増額です。

以上が歳出の概要です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書76ページからの給与費明細書をご覧ください。

一般職について、人事院勧告に伴う勤勉手当の見直し等による給与費等の増額です。補正額は、報酬が371万8千円の増額、給料が230万円の減額、職員手当が1,193万6千円の増額、共済費が190万円の増額で、合計で1,525万4千円の増額です。

議案書 5 ページの第 2 表、債務負担行為補正です。

追加については、穂高地域福祉センターや市内児童館など市内施設の指定管理業務によるものが 12 事業、児童クラブ充実にかかる施設整備事業など、事業の早期着手によるものが 8 事業、その他の理由によるものが 6 事業の合計 26 事業について、今年度からの複数年契約となるため債務負担行為を新たに設定するものです。

変更については、契約年度間の支払内訳金額を見直したこと等により 2 事業の限度額を増額するものです。

議案書 7 ページの第 3 表地方債補正です。

追加については、かじかの里公園のかじか橋の修繕事業着手に伴う旧合併特例事業債（商工債）の追加、変更については、西穂高認定こども園改修事業における設計内容の見直しによるもの、三郷西部認定こども園建設事業において契約年度間の支払内訳金額を見直したことにより、旧合併特例事業債（民生債）、施設整備事業債（民生費）における限度額の変更です。

以上により、市債の補正額は 6,570 万円の減額となり、補正後の発行予定額は 22 億 1,210 万円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、予算説明書 79 ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 112 号

令和 4 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 97 億 1,078 万 4 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明いたします。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、55 万円の増で、歳出の 2 款 保険給付費の増額補正分を、交付金として受けるものです。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

2 款 保険給付費 7 項 傷病手当諸費は 55 万円の増で、給付費の増加によるものです。

説明は、以上です。

議案第 113 号

令和 4 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 1,621 万 7 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の 歳入からご説明いたします。
（事項別明細書は 7 ページからとなります。）

8 款 繰入金 補正額は 49 万 1 千円の増額であります。

2 項 基金繰入金は、包括支援センター運営事業給与等の増額と、第 1 号被保険者保険料還付金の増額により、基金の繰入金を増額するものであります。

続きまして 3 ページの歳出となります。
（事項別明細書は 8 ページからとなります。）

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費は、介護保険料還付金が増加したこと等による財源振替であります。

3 款 地域支援事業 2 項 包括的支援事業・任意事業費は 25 万円の増額です。
職員手当等職員課指示によるものです。

8 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金は、24 万 1 千円の増額で、介護保険料過誤納金の還付件数増加見込みによるものであります。

説明は、以上です。

議案第 114 号

令和 4 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 4 年度安曇野市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度安曇野市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第 1 款 第 1 項 営業費用 既決予定額 17億6,161万 7 千円

補正予定額8,384万 9 千円

計 18億4,546万 6 千円

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目 職員給与費 既決予定額 1 億3,568万 6 千円

補正予定額175万 3 千円

計 1 億3,743万 9 千円

別冊の補正予算説明書をお願いします。

地方公営企業法施行令第17条の 2 に規定される 予算の実施計画は、2 ページになります。

この内容について、予算説明書でご説明いたしますので、8. 9 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の 支出

第 1 款 第 1 項 営業費用 第 1 目 原水及び浄水費 は、
既決予定額 2 億2,051万円を8,127万 3 千円増額するものです。

増額の理由は、電気料金の高騰によるものです。

第 2 目 配水及び給水費 は、

既決予定額 2 億7,390万 8 千円を172万 9 千円増額するものです。

増額の理由は、小規模水道維持管理指導業務の強化を図るため会計年度任用職員 1 名を短期間増員したことによる法定福利費と報酬の増加及び、10月から会計年度任用職員の健康保険が共済に移行したことによる共済負担金の増加によるものです。

第4目 総係費 は、

既決予定額 1億8,275万2千円を84万7千円増額するものです。

増額の理由は、電気料高騰により本庁舎と堀金支所の管理負担金が増加となったことによります。

最後に、4ページの給与費明細書をご覧ください。

給与費と共済費の合計が175万3千円増額となり、補正後の職員給与費の合計は1億3,743万9千円となります。

説明は、以上です。

議案第 115 号

令和 4 年度安曇野市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 4 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度安曇野市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第 1 款 第 1 項 営業費用 既決予定額 31億3,956万 5 千円

補正予定額 154万円

計 31億4,110万 5 千円

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目 職員給与費 既決予定額 7,366万 3 千円

補正予定額 11万 4 千円

計 7,377万 7 千円

別冊の補正予算説明書をお願いします。

地方公営企業法施行令第17条の2に規定される 予算の実施計画は、2 ページになります。

この内容について、予算説明書でご説明いたしますので、8. 9 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の 支出

第 1 款 第 1 項 営業費用 第 1 目 管きよ費 は、

既決予定額10億4,734万 1 千円を154万円増額するものです。

増額の理由は、マンホール回りの舗装修繕が多く発生しており、不足が見込まれるためです。

また、第 1 目 管きよ費及び、第 6 目 総係費の法定福利費につきましては、10月から会計年度任用職員の健康保険が共済に移行したため、社会保険料から共済への振替を行うものです。

最後に、4 ページの給与費明細書をご覧ください。

共済費が11万 4 千円増額となり、補正後の職員給与費の合計は7,377万 7 千円となります。

説明は、以上です。

議案第 116 号

令和 4 年度農業用施設災害復旧事業（R 3 繰越）豊科光地区犀川堰堤復旧工事請負契約について

令和 4 年 10 月 25 日指名競争入札に付した令和 4 年度農業用施設災害復旧事業（R 3 繰越）豊科光地区犀川堰堤復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 4 年度 農業用施設災害復旧事業（R 3 繰越）
豊科光地区 犀川堰堤復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 226,600,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県塩尻市堅石 ^{かたいし} 2146 番地15
株式会社 シーテック 松本支店
支店長 ^{はまち} 濱地 ^{じゅん} 純 |

説明は、以上です。

議案第 117 号

安曇野市過疎地域持続的発展計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、安曇野市過疎地域持続的発展計画を策定するため、議会の議決を求めるものです。

別冊 安曇野市過疎地域持続的発展計画にてご説明いたします。

計画の冒頭「はじめに」をご覧ください。

本計画の趣旨は、令和 4 年 4 月 1 日、過疎地域として指定を受けた明科地域の持続的発展となります。

5 ページ「表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)【明科地域】」をご覧ください。

令和 2 年国勢調査の結果、明科地域の人口は 7,659 人、高齢者比率は 39.8%となっています。表中の昭和 55 年との比較では、人口減少及び高齢化の進展が見受けられます。

8 ページ「(5) 明科地域の持続的発展のための基本目標」をご覧ください。

本計画の基本目標として、明科地域における人口減少の抑制及び明科地域にお住いの方の生活に関する満足度の向上の 2 項目を設定します。

同じく 8 ページ「(7) 計画期間」をご覧ください。

同法第 8 条第 7 項の規定により、長野県と記載事項に関する協議を行ったところ、本計画の「計画期間」は、長野県過疎地域持続的発展方針の対象期間との一致が望ましいとの意見がありました。

これを受け、計画期間を「令和 4 年度から令和 7 年度まで」としております。

10 ページ以降は、施策区分ごとに現況と問題点、その対策、事業名等を記載しております。

本計画に基づいて行う事業には、過疎対策事業債等の支援措置が活用できます。

こうした支援措置も活用しながら、明科地域の持続的発展に取り組んでまいります。

説明は、以上です。

議案第 118 号

安曇野市土地利用基本計画の変更について

安曇野市の適正な土地利用に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり土地利用基本計画を変更したいので、議会の議決を求める。

資料は議案別冊の「土地利用基本計画」となりますが、説明用に変更内容を抜粋した資料を添付していますので、「議案説明書」の最終ページの補足資料をご覧ください。

今回の変更の概要は、既存事業所の拡充等の立地環境に対する整備を行うことを目的に、「あづみ野産業団地北地区」及び「あづみ野産業団地周辺土地」を産業集積地に編入するものです。

変更箇所は 2 箇所あります。補足資料の 1 ページをお願いします。一つ目は計画書の 19 ページの図「あづみ野産業団地」の産業集積地の範囲を変更するものです。

補足資料の 2 ページをお願いします。二つ目の変更箇所は、計画書 27 ページの「注釈 用語の定義等」のうち「13 産業集積地」の「(5) あづみ野産業団地」に「(北地区及び周辺土地 (※1) を含む)」を加え、併せて※1 の注釈では周辺土地の説明を加えています。

この他にも文言や表現の整理などの変更をおこなっています。

説明は、以上です。

議案第 119 号

市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧くださいと思います。

今回の認定路線は 6 路線ございます。

整理番号 1 豊科 2261 号線、整理番号 2 穂高 2534 号線、整理番号 3 三郷 5064 号線、整理番号 4 三郷 5065 号線、整理番号 5 の三郷 5066 号線は宅地造成により築造された道路であり、市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。

整理番号 6 の明科 1259 号線は国土交通省が国道 19 号沿いにチェーン着脱場を設置したことに伴い新たに築造された道路であり、市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。

路線の位置につきましては、2 ページから 6 ページの認定路線位置図をご覧くださいと思います。

説明は、以上です。

議案第 120 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市穂高地域福祉センター）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市穂高地域福祉センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 121 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科安曇野の里自然活用村）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市豊科安曇野の里自然活用村
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科南穂高 6780 番地
一般社団法人 豊科開発公社
代表理事 大久保 誠
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

当該施設について、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後もきめ細やかな質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うため、非公募により、引き続き「一般社団法人 豊科開発公社」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 122 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（安曇野市有明荘）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称 安曇野市有明荘

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 1326 番地

株式会社 燕山荘

代表取締役 赤沼 健至

3 指定の期間の変更

「平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」に変更する

当該施設について、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後、新型コロナウイルスの感染収束、旅行需要の回復など動向を注視し、民間譲渡を検討することから、指定管理者の指定の期間を変更・延長するものです。

説明は、以上です。

議案第 123 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市マウンテンバイクコース）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市マウンテンバイクコース
- 2 指定管理者の住所及び名称
長野県安曇野市穂高 1068 番地 1
一般社団法人 MSJ
代表理事 小林 可奈子
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

当該施設について、利用者のニーズに対応したきめ細やかな質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うため、新たに、非公募によりコースの維持管理にノウハウがある「一般社団法人 MSJ」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 124 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市立穂高中央児童館）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市立穂高中央児童館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

公募による募集を行い、「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を選定するものです。

説明は、以上です。

議案第 125 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市立豊科中央児童館、安曇野市立高家児童館及び安曇野市立南穂高児童館）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市立豊科中央児童館、安曇野市立高家児童館、安曇野市立南穂高児童館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

公募による募集を行い、「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を選定するものです。

説明は、以上です。

議案第 126 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市立穂高西部児童館及び安曇野市立穂高北部児童館）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市立穂高西部児童館、安曇野市立穂高北部児童館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

公募による募集を行い、「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を選定するものです。

説明は、以上です。

議案第 127 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市立三郷児童館及び安曇野市立堀金児童館）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市立三郷児童館、安曇野市立堀金児童館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

公募による募集を行い、「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を選定するものです。

説明は、以上です。

議案第 128 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市立明科児童館）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市立明科児童館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

公募による募集を行い、「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を選定するものです。

説明は、以上です。